

「沖縄戦」の戦後史

—「軍隊の論理」と「住民の論理」のはざま—

櫻 澤 誠

(日本学術振興会特別研究員)

本稿は、沖縄戦が論じられる際の枠組みとなってきた「軍隊の論理」「住民の論理」という対立軸の問題点を指摘するとともに、その枠組みがとりこぼしてきた「はざま」にある問題を検討したものである。特に、援護や慰霊・顕彰の問題を扱う際に、その枠組みでは包摂することが困難である沖縄県護国神社についての検討を行う必要性を提起し、また、そのなかにおける沖縄教職員会の役割を検討する必要があることを論じた。

1. 問題の所在

本稿は、沖縄戦そのものではなく、戦後における沖縄戦の論じられ方、歴史としての沖縄戦認識の変容について検討をするものである。本稿ではこれを「「沖縄戦」の戦後史」と呼んでおく。まずは、こうした点に直接かかわるものに限定した形で先行研究を整理した上で、本稿の課題を明らかにしておきたい。

次章でも触れるように、終戦直後から沖縄戦についての文章は少なからず書かれてきたが、「沖縄戦」の戦後史に関する先行研究として取り上げるものとしては、沖縄県史編纂などの聞き取り、戦争体験の掘り起こしに加わるなかで沖縄戦研究に本格的に着手する、大城将保、石原昌家、安仁屋政昭らによる議論というのがひとまず妥当だと思われる。彼らは、1960年代後半以降、聞き取りなどを開始し、住民側の動向をふまえた初めて本格的な沖縄戦研究を開始した世代であり、沖縄戦を論じる際の主流として現在にいたっているといえる⁽¹⁾。そうしたなかで、特に大城が著した『沖縄戦を考える』は、沖縄戦に関する主要な論点が網羅されており、新書サイズの読みやすいものではあるが、沖縄戦研究の一つの到達点を示したものであるといえる⁽²⁾。近年、当該分野の研究を精力的に行っている北村毅の言葉を借りれば、「70年代初頭に立ち上がった沖縄戦記録／継承運動は、それまでの「軍隊本位」の沖縄戦記録や語りを批判的に捉え、「住民本位」のそれに書き換えようとする運動であった。」本稿ではこの対置を後論にある大城の言葉を借りて、「軍隊の論理」、「住民の論理」と呼ぶこととする⁽³⁾。1970年代初頭における、復帰の在り方をめぐる「日本（ヤマト）」への疑心は、琉球処分以来の歴史を再検討することにもつながり、沖縄戦を差別の集大成として捉え、日本兵の

犯罪行為を焦点化することになった⁽⁷⁾。

ここで確認しておきたいのは、「軍隊の論理」に対抗する形で「住民の論理」が立ち現われてくるということである。「軍隊の論理」で表わされるものは、「軍隊」からの視点で書かれてきた日米双方からの戦史・戦記などであり、沖縄住民を受動的・客体的存在として描いてきた歴史像であるといえよう⁽⁸⁾。それに対抗する「住民の論理」で表わされるものは、「住民」の視点で書かれる地上戦の現実であり、そのなかにおける住民を能動的・主体的に描き出そうとする歴史像であるといえる。

大城は次のように述べている。

後で気づいたことだが、そういう生き残ったことの後めたさ、知らないということの負い目といったものは、程度の差はあれ、同時代の沖縄人が共通して秘めている感情であったのだ。これもかなり後になって、おくれればせながら沖縄戦の記録運動などに参加してみて気がついたことだが、県史や市町村史などの戦時記録などに熱心に取り組んでいる人たちのほとんどは私同様に戦場体験をもたない人たちだった。／調査や記録の方法として、冷静な観察者に徹すべきだという一面があるにしろ、やはり彼らを衝き動かしている求心力というものは、死線の彼方に消えていった同胞たちへの言うに言われぬ負い目みたいなものではなかっただろう⁽⁹⁾。

おそらく、1960年代後半～1970年代にかけて、沖縄戦の聞き取り、研究等にかかわってきた人たちは認識を共有していたのだろう。だが、むしろ復帰後になって、「軍隊の論理」と「住民の論理」の相克はますます激しくなっていく。日本復帰以降、市町村レベルの自治体史や字誌などの戦時記録が聞き取りに基づいて作ら

れる中で、「住民の論理」は強められていく。地域、住民を重視した記述は、必然的にそうした方向に結び付くといえる。そうしたなかで、「軍隊の論理」は「日本軍の論理」としての側面が強くなり、米軍の行為の検証が後景に退くことになってしまったことは否めない。

大城の議論を参照しつつ、さらにその相克について確認していこう。

1970年代は沖縄が急激に観光地化されていく時期でもあった。その画期となったのは、沖縄国際海洋博覧会(1975年)であり、本土資本の進出のなかで、航空会社・週刊誌等の沖縄キャンペーンによって、観光客数も上昇していく⁽¹⁰⁾。そうしたなかで、沖縄戦、南部戦跡までもが観光、消費の対象として固定化されてしまう。

そこで現地の私たちは首をかしげてしまう。観光バスが通るコースは、海軍壕とひめゆりの塔と摩文仁丘だけなのだ。肝腎の、魂魄の塔や平和祈念資料館や平和祈念堂などは無視して通りすぎてしまう。しかも、バスの中で語られるのは旧日本軍の勇戦敢闘の戦争美談とひめゆり隊の哀話ぐらいのものである。そこでは真の戦跡らしい戦跡も見せられなければ、真の沖縄戦の内実もほとんど聞かされない。それでいったいどれだけ沖縄戦のことが理解できたというのだろうか。かえって、誤った沖縄戦のイメージを植えつけられてしまうのではなかろうか。⁽¹¹⁾

かつて「反戦平和の聖地」といわれた南部戦跡がとくに復帰前後から年々「沖縄の靖国」に塗られられていく現実を私は戦跡調査へ行くたびに見せつけられてきた。⁽¹²⁾

「軍隊の論理」のなかで、沖縄の靖国化が進行していく。南部戦跡を訪れる人の中心が、復帰前までの遺族から、復帰以降、単なる観光客、マスとしての「日本人」に変わっていくが、その時に沖縄の靖国化が進行していく、というのは興味深い指摘である。しかし、それに対抗するようにして、「住民の論理」も確立していく。その象徴が沖縄県平和祈念資料館の新展示(1978年)であるとされる。

さらには、戦記にかぎらず、大田昌秀教授、我部政男教授らの精力的な資料収集活動によって米軍記録写真、占領資料、防衛庁沖縄戦史資料などの収集が進み、沖縄戦史研究が格段の深化をみせたのも七〇年代の収穫というべきだろう。そして最後に、こうして発掘された住民資料の集積は、七八年にオープンした平和祈念資料館の新展示に取り入れられて、沖縄戦の実相を生なましく

伝えることに成功している。資料館展示のベースになっているのは県史などの住民戦時記録であるが、これがビジュアルに一般に公開されたおかげで、従来の沖縄戦のイメージはコペルニクスの転回を遂げたと言っていいだろう。すなわち、軍隊の論理に基く沖縄戦像から、住民の論理に基く沖縄戦像への転換であった。⁽¹³⁾

沖縄戦をめぐる「軍隊の論理」と「住民の論理」は完全に分化、並存する形となり、相いれないものとなる。その相克がはっきりと表れたのが、1982年の教科書検定問題であり、そうしたなかから、沖縄においては、ひめゆり平和祈念資料館設立の動きもおこってくるし、また、第三次家永教科書裁判(1984～97年)において沖縄戦が争点となってくる。教科書をめぐる相克が形を変えて再び2007年に噴出したことは記憶に新しい。

その後も自治体史や字誌などの編纂過程のなかで、調査・研究は進められていくが、1990年代以降、富山一郎⁽¹⁴⁾など県外の研究者から新たな視点に基づく研究が現れるようになる。2000年代にはさらに鳥山淳⁽¹⁵⁾、多田治⁽¹⁶⁾、福岡良明⁽¹⁷⁾、北村毅⁽¹⁸⁾、上杉和央⁽¹⁹⁾、浜井和史⁽²⁰⁾、栗津賢太⁽²¹⁾、菅野聡美⁽²²⁾、小野百合子⁽²³⁾らの研究が出てくる⁽²⁴⁾。これらの研究の前提としては新史料の発見・公開、聞き取りの成果や、新たな方法論の導入などがあるといえるが、総体としてみると、援護、慰霊、観光、歴史認識などが、絡まり合いながらも焦点が分かれ、研究の分散化が進んでいるようにも思われる。他分野にも存在する、このような個別分散化という状況は、見方を変えれば、「沖縄戦」の戦後史をめぐる研究が一定程度まで到達したことを示すといえるのかも知れない。

ただ、これまでの研究の多くには違和感を覚える点がある。それは、1970年代の到達点として獲得された、「軍隊の論理」に「住民の論理」を対置させるという軸のなかで、無条件、もしくは無意識のうちに、「軍隊の論理」＝本土側、「住民の論理」＝沖縄側という線引きがなされているのではないかと、と思われることである。⁽²⁵⁾このことは、従来、「軍隊の論理」を強調することが右翼的・保守的であり、「住民の論理」を強調することが左翼的・革新的であると捉えられてきたことと無縁ではなかろう。

そうした構図によって生じる問題とは何か。それは、研究が本格化する、1960年代後半以前の歴史を遡及的にみってしまうことによって、そのフレームから外れる部分は捨象されてしまうということである。

後論を先取りして例をあげれば、意識的か無意識的かはともかくとして、沖縄県護国神社をめぐる問題は完全にオミットされている。本来、「軍隊の論理」と「住民の論理」は沖縄側においても表裏の関係であったはずである（「日本人」として最大限の戦争協力をした、それによって、地上戦において多くの悲惨な状況が生じた）。護国神社は、住民側からも求められるなかで再建されていく。それが、政治的バイアスのなかで、「軍隊の論理」＝本土側、「住民の論理」＝沖縄側という単純な図式で整理されるようになり、護国神社には触れられなくなるものの問題性こそが問われるべきではないか。この点については、再度、4章において論じることにした。

こうした視点は、戦後沖縄の保革対立は自明のものではなく、復帰運動の革新化過程のなかで捉えなければならないという、私の持論との関連のなかであらわれたものである。⁽²⁶⁾ 検討するうえでは、従来、「革新勢力」としてひとくくりにされがちな沖縄教職員会やその幹部の動向が重要となる。本稿は、1960年代後半に保革対立軸が確立する以前の捉え直しをする一つの試みであるとともに、今後本格的に検討されていくべき論点を提起するものである。

2. 戦後初期における「沖縄戦」

沖縄戦による沖縄県出身者の戦没者数は、軍人・軍属28228名、戦闘参加者（準軍属）55246名、一般住民38754名、計122228名とされる。⁽²⁷⁾ 沖縄県民に遺族でないものはいないといわれるゆえんである。しかも、これはあくまで概数にすぎない。戦災によって戸籍等が消失した沖縄では、正確な一般住民の戦死者を把握できない。一般住民の戦死者というのは、軍人軍属をのぞく住民の戦死者を94000名と想定し、そこから援護法適用者である戦闘参加者（準軍属）を引いた数にすぎない。さらにいえば、この戦没者数のなかには、終戦前後のマラリアや餓死などで亡くなった人たちは含まれておらず、それを含めると15万人前後になるとも推定されている。

その後、1945年10月から1952年末までに、沖縄本島を中心におよそ17万人の「海外」引揚者があったとされ、そこには復員軍人や移民・出稼ぎ者のほか、主に疎開者からなる南九州（約6万5千人）と台湾（約2万人）からの引き揚げも含まれる。⁽²⁸⁾ 沖縄住民にとって、「沖縄戦」は決してひとくくりにできるものではなく、個々人の実体験そのものが認識の基礎になっていることはいうまでもないが、もう一つ重要なことは、戦後の沖

縄には「沖縄戦」を経験していない人が3分の1強も存在しており、その後も増え続けていくということである。「沖縄戦」の共通認識が形成されていく過程に注目する重要性がここにある。

前章でもふれたように、沖縄戦の語りは、実際の体験者よりもむしろその周辺、参加しなかった疎開者、移民・出稼ぎ者などが求めていく傾向が強いとされる。沖縄戦で生き残った、さらには沖縄戦の場になかったからこそ肉親の死にこだわるということは、多くの人にみられることである。例えば、教職員会会長となる屋良朝苗の娘は当時師範女子部在学中であり、ひめゆり学徒隊に参加して亡くなっている。⁽²⁹⁾ 1948年の沖縄教育連合会発足から教職員会時代も含め、12年間、事務局長として屋台骨を支えた新里清篤も、対馬丸遭難によって、母と妻、子ども3名、そして兄の妻と子ども6名を失っており、1957年には疎開船対馬丸遭難学童遺族会の会長となっている。1952年4月に教育連合会から教職員会へと改組され、屋良が会長となるが、着任間もなく、教育関係戦没者の大慰霊祭を提案し、自ら同行事の運営計画を立て、小学校校庭を祭場として実行している。1954年秋に完成した教育会館には、7600余名の教育関係者の名札をかけた慰霊室が設けられ、毎年慰霊祭がおこなわれるようになる。⁽³¹⁾ ひめゆり学徒隊や疎開船遭難者を含む、教育関係戦没者の扱いを「慰霊」や「顕彰」という形で本土側に求めていくという端緒はここに存在しているといえる。

沖縄戦以後、本土側とは分離占領されることとなった沖縄の実情に本土側の関心が集まるのは、1955年1月の「朝日報道」を待たねばならないが、沖縄戦に対してはそれ以前から強く関心が持たれることとなる。注目されるのは、仲程昌徳などの先行研究に指摘されている、戦記のなかに表象された沖縄戦である。⁽³²⁾

その端緒は、古川成美『沖縄の最後』（1947年11月）であり、同書はたちまち10万部を突破したとされる。続いて古川は八原博通高級参謀の手記を参照した『死生の門—沖縄戦秘録』（1949年1月）を出版している。古川の戦記には沖縄住民の動向はほとんど触れられていない。また、続いて宮永次雄『沖縄俘虜記』（1949年12月）が出される。同書には、既に収容所内で広く知られたエピソードだったとされる「姫百合の塔」や、「沖縄娘」、「孤児」についての記述も見られるが、沖縄住民への記述は、捕虜となった日本兵の視点から書かれた限定的なものである。

1949年9月から沖縄県出身の石野径一郎による「ひめゆりの塔」が文芸誌で連載され、翌年出版されてい

る。情報収集の限界もあり、史実とのズレなどはあるものの、日本軍将校による女学生への性的な視線や女性教師を死に追いやるほどの圧迫、そして、ひめゆりの恋愛など、あくまでフィクションであるとはいえ、その後、映画化され、偶像化されていくなかで、「ひめゆり」イメージが純化されていく以前の多様な描写を読みとることができる⁽³⁴⁾。

本土側で出される戦記・小説による沖縄戦の表象に対して、沖縄側は違和感を抱く。実態を十分に捉えてはおらず、住民側の視点から見た沖縄戦を記述する必要があるとして、『鉄の暴風』（沖縄タイムス社、1950年8月）、仲宗根政善『沖縄の悲劇—姫百合の塔をめぐる人々の手記』（1951年7月）、大田昌秀・外間守善『沖縄健児隊』（1953年6月）などが出されることになる。そこでは、「慶良間（座間味島、渡嘉敷島）での集団自決」や、スパイの嫌疑をかけられ処刑された人物などについても記述がなされている。ただ、この時点では、戦場という「異常時」における悲劇を事実として淡々と記述しているように思われる。認識の転換は、1970年前後に日本軍の構造的暴力・犯罪性を暴く論理が主流になるのを待たねばならない。ひめゆり学徒隊についても、表象が独り歩きしつつある現状に対して、当事者の手記を綴っていくなかで出来得る限り事実を再現し示していくという方法がとられている。総じて、本土側の戦記・小説に対して、沖縄側は体験記を綴ることによって、「沖縄戦」をめぐる表象をより原体験に引き戻そうとしたと考えられる。ただ、体験記は各自の経験の断片に留まらざるをえない。未だ原体験が生々しい当時において、「住民の論理」に立って沖縄戦の全体像を検討するような状況にはまだなかったのだといえよう。

「ひめゆりの塔」は、石野の小説が出た後、すぐに映画化が検討されるが、占領下においては実現ができなかった。1952年4月28日、講和条約が発効すると、戦争を扱った映画が続々と製作されていくが、そのなかにおいて、1953年1月に公開された今井正監督「ひめゆりの塔」（東映）は、600万人を動員、配収も1億8000万円を記録し、当時における邦画・洋画を含めた記録を更新し未曾有の大ヒットとなったとされる⁽³⁵⁾。テレビ普及前の時代であり、映画全盛期の当時においてその影響力は大きく、一般の人たちの多くはこの映画によって沖縄戦の「実態」を知ることとなったのである。映画の原作には、石野の『ひめゆりの塔』のほか仲宗根政善の『沖縄の悲劇』が加わり、より史実をベースとした構成になっている。

映画公開前に脚本を入手した、ひめゆり部隊遺族会、沖縄教職員会、ひめゆり同窓会などからは、「ひめゆりの塔を赤くよごすな」といった抗議の声が起こり、在東京沖縄出身者による上映禁止を求める運動が起こる⁽³⁶⁾。今井監督はレッドバージの対象となっており、左翼的な政治偏向映画ではないかとの懸念がもたれた。また、「沖縄人」が異種族、被圧迫民族であるかのような表現が見られ、沖縄と日本とを切り離す危うさがあるとして、祖国復帰を打ち出す際の大きな問題と考えられたのである。だが、現実にはそうした危惧は杞憂に終わったといえる。

映画「ひめゆりの塔」は、沖縄戦＝ひめゆりの悲劇というイメージを定着させていく。御国のために純真無垢に尽くした。崇高なイメージ。学徒出陣した学生や、特攻隊に対するイメージに通じるものとして理解されたといえる⁽³⁷⁾。まさに「ひめゆり学徒隊のアイドル化」が生じるのである⁽³⁸⁾。また、この映画には、米軍そのものが具体的に登場しない。艦砲や機銃掃射などの爆撃によって米軍の存在は示される。地上戦であるはずの沖縄戦は、空襲で逃げ惑う図式として描かれている。これは本土側でシンパシーをもって受け入れられた要因ともなっただろう。「唯一の地上戦」「悲惨な戦場」「幾多の悲劇」といったフレーズのなかで、日本ナショナリズムという安全装置がつけられた形で、「ひめゆり」は「日本人」の悲劇として心地よく受容されたのである。また、さらにいえば、現実の戦局がわからないままに（軍部にだまされたままに）、健気に国のために尽くした、というイメージは、援護法適用の具体的作業の過程で一方的に投影されていくといえるのではないか。

3. 「援護法のワク」をはめられた「沖縄戦」

講和条約発効により、日本の潜在主権は認められつつも米国による単独占領が固定化された沖縄に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年4月30日公布。以下、援護法）や恩給法（1953年に復活）の適用が図られていくことについては、これまでも指摘されてきた通りである⁽³⁹⁾。

1953年3月、米占領下の南西諸島への適用が公表されるが、その後の認定作業は遅延する。1954年から56年にかけて、沖縄の土地問題が争点となるなかで、「結局日本政府は、軍用地問題の打開に向けた交渉には乗り出さず、沖縄住民の生活安定を図ることを通して米国統治を支える途を模索していくが、そこで着目さ

れた方策の一つが沖縄戦の犠牲者に対する援護であった⁽⁴⁰⁾とされる。ただ、そうした側面はあるにせよ、ここで指摘したいのは、援護法や恩給法を適用する過程で本土と沖縄との関係が着実に作り上げられていくということである。例えば、恩給法適用に関連して衆議院議員視察団4名のうちの一人として派遣された稲村順三（左派社会党）は帰京後、「たしか沖縄人の民族感情とか、反米感情とかもあらうがそれよりも占領政策の純軍事的性格と基地経済の行詰りとが、沖縄人の生活を蝕んで、いまではそれほど豊かでもなかつた日本領時代の生活に郷愁を覚えさすほどに惨めなものにしているところに最も深い根があるのではなかろうか」と、戦後の米軍による圧政が日本への復帰意識を生みだしていることを的確に理解し述べている。こうした過程で日本と沖縄との紐帯は深まり、講和条約発効時点で潜在主権は残されたものの未だ揺らぎのある帰属問題が、次第に将来的な復帰／返還へと方向性を明確にしてい⁽⁴¹⁾くのだといえるのではない⁽⁴²⁾か。

1956年7月、総理府恩給局長が沖縄を視察、記録消失による未処理（8割）の早期適用、戦闘協力者（「約4万人」）にも準じた援護の検討を始める。1957年3～5月には「戦闘参加者」調査が行なわれ、厚生省は認定方針を決定、1957年8月には申請手続が開始される。この間、「琉球政府、遺族会、教職員会などでは、沖縄の特殊事情を拠りどころにして、援護法の適用範囲を拡大せよという陳情運動を展開した⁽⁴³⁾」援護法によって、本土側では、空襲被害者などの非戦闘員は保証されないが、沖縄は「唯一の地上戦」として、特例とされることになる。認定者は、1961年6月末までに37700名、1965年8月末までに47400名に達したとされる。

そこで出されたのが、以下の20項目にいずれかに該当すれば、援護法を適用されるというものである。

- ①義勇隊②直接戦闘③弾薬・食糧・患者等の輸送
- ④陣地構築⑤炊事・救護等雑役⑥食糧供出⑦四散部隊への協力⑧壕の提供⑨職域による協力⑩区村長としての協力⑪海上脱出者の刳舟輸送⑫特殊技術者⑬馬糧蒐集⑭飛行場破壊⑮集団自決⑯道案内⑰遊撃戦協力⑱スパイ嫌疑による斬殺⑲漁撈勤務⑳勤労奉仕作業⁽⁴⁴⁾

援護法適用への申請手続きのなかで、事実の暴力的な隠蔽が生じることとなる。例えば、日本兵による食料掠奪は「⑥食料供出」、壕からの追い出しは「⑧壕の提供⁽⁴⁵⁾」という具合にである。大城は援護法に関して次のように述べる。

援護法のワクがはめられたことによって、沖縄戦

をみつめる眼が自由でなくなった。そこから事実の歪曲がはじまる。戦争体験の虚構が一般化する。あるいは沈黙が凝固し、真実が真実として語りにくくなってきた。そして、援護法への安易なよりかかりの姿勢は、やがて、軍人顕彰を本旨とする靖国思想へとひきずられていく弱点をつねに内包していることを自戒しなければなるまい⁽⁴⁶⁾。

いま一つの問題点は靖国神社への合祀がある。援護法は遺族年金などの物的援護と慰霊祭祀等の精神的援護を二本の柱としているが、援護法に該当する戦死者はすべて自動的に靖国神社に合祀されることになる。その場合の意義づけは、「護国の英霊」を顕彰するところにある⁽⁴⁷⁾。

援護法（物的援護）と慰霊祭祀（精神的援護）を二本の柱と指摘し、援護法と靖国への合祀との不可分性を指摘していることは重要である。ただ、「軍隊の論理」としての靖国神社への合祀には注目がなされるものの、それに対置される「住民の論理」では包摂することが困難な、沖縄側の強い希望によって再建される沖縄県護国神社については触れられていない。

こうした点を考える際には、単純に「日本（ヤマト）」対「沖縄」で論じることはできないであろう。むしろ、戦後においてもなお、沖縄側も「軍隊の論理」を積極的に展開することによって、自身のアイデンティティ、生活の確保をしようとしていった点も含めて考えなければ一面的な理解に終わってしまうだろう。その前提には、「日本人」であることの積極的な証明として沖縄戦に参加し、その証明に基づく補償がアイデンティティをさらに担保するという流れが存在するのである。

4. 沖縄側の援護と慰霊・顕彰をめぐる動き

沖縄戦そのものについての調査研究が進められてきたことは前述のとおりだが、沖縄戦戦没者の慰霊・顕彰⁽⁴⁸⁾がどのように考えられてきたのかについては、近年の北村毅、上杉和央、浜井和史らによる研究まで十分に視野に入っていなかったといえる。ただ、これらの研究には学ぶところが多いものの、なお不十分に感じられる点がある。それは、既述したことにさらに詳しく述べるとすれば、沖縄における遺族会と沖縄県護国神社再建との関連、米軍の直接占領が続くなかで沖縄に対しても行われていく1963年以降の戦没者叙勲の意味などについてまで論及が及んでいない点である。従来論点とされてきた沖縄への援護法の適用、そして、近年検討されている遺族会や戦没者追悼式だけでな⁽⁴⁹⁾

く、沖縄県護国神社再建の動向も踏まえる必要があると考える。

講和条約発効直後の1952年5月2日、新宿御苑において、第1回全国戦没者追悼式が行われるが、沖縄からも代表3名が参加している。1952年8月19日には、第1回全琉戦没者追悼式（琉球政府主催、琉球大学広場）が行われ、本土側来賓として、木村厚生省引揚援護庁長官、今城南連所長、故牛島中将夫人、故大田少将夫人、故荒井県警部長令息が招かれている。上杉は、「日本の新たな一步を踏み出す際の紐帯として戦没者追悼に伴うアイデンティティ創出が期待されていたことは容易に想像がつく⁽⁵¹⁾」とする。全琉戦没者追悼式は、以降、毎年行なわれるが、1955年（第4回）で途絶する。

この間、県単位の遺族会も組織される。1952年2月10日、琉球遺族会が結成され、1952年11月16日には琉球遺族連合会と改称、1953年10月17日には日本遺族会支部となっている。沖縄青年連合会などと同様、早期における組織系列化、組織的「復帰」の最たる例である。1954年7月31日には、財団法人沖縄遺族連合会となる。屋良朝苗は5代副会長を1957年3月から1966年2月の長きにわたり勤め（この間の会長は山城篤男、事務局長は金城和信）、1965年度（昭和40年度）には、日本遺族会会長賞も受賞している⁽⁵²⁾。

南部戦跡には1960年代に各都道府県の慰霊塔が乱立⁽⁵³⁾し、戦跡参拝、「舶来品」ショッピングなどからなる慰霊観光が始まる⁽⁵⁴⁾が、こうした動向には、前史としての1950年代が存在した。ちなみに、1940年代末頃から既に次のような期待が存在したとされる。

何時の日か沖縄と本土の交通が自由になったら、どの位多数の遺族が、父や夫、子供の供養のため、日本からこの南海の島に殺倒することであらうか。（中略）それはアメリカにとつても同じことである。いつか、アメリカの遺族団が来るといふ噂が立ち、ホテルなど色めき立つたさうであるが、朝鮮戦争勃発のため、沙汰止みになった相である⁽⁵⁵⁾。

1954年1月、沖縄観光協会が発足し、慰霊観光の奨励を掲げる⁽⁵⁶⁾。1954年4月には、北霊碑巡拝団が来沖して慰霊塔を建立するなど、巡拝の機運が熟すなか、1956年4月、沖縄巡拝遺族を迎える会が発足する。会長山城篤男、副会長新里清篤、事務局長金城和信で、事務局は沖縄遺族連合会内に置かれた。1956年以降、日本遺族会主催による各都道府県遺族の沖縄巡拝が実施され、渡航条件が厳しいなかで迎える会はその受け皿となる。

1950年代後半以降、慰霊観光がさかんになる一方で、議員や官僚、大学教授など、本土からの要人訪問も増加し、その多くがひめゆりの塔をはじめとする南部戦跡を訪れるが、特に1965年8月の佐藤首相の訪沖は、ひめゆりの塔を含む南部戦跡にとっても大きな転機となる。同年以降、戦跡整備が進み、復帰後の国定公園へとつながっていくのである。そして、その「佐藤首相を迎える会」の会長は松岡政保琉球政府主席、副会長の一人は屋良教職員会会長であった。

ところで、46都道府県の慰霊塔が存在するなかで、沖縄県の慰霊塔が存在しないことがしばしば指摘される。その理由の一つとして挙げられるのは、戦場となった各地域に慰霊塔が存在していることである。慰霊塔については、吉浜忍が次のような指摘をしている。

忠魂碑の場所に慰霊の塔が建てられた例もあり、その数は多い。例えば、大宜味村・本部村・平良村・城辺村・伊良部村・^(ママ)竹富村・読谷村渡慶次、勝連村字平安座があげられる。忠魂碑と慰霊の塔は、どちらも戦没者（戦死者）の「慰霊」をする「記念碑」であるが、出征軍人の「名誉の戦死」と沖縄戦の「非業の死」が同居し、奇妙な「慰霊空間」をつくっている。このことに関して、関係者がその是非について議論したかどうか、管見によれば聞いたことがない。これも沖縄の「慰霊の仕方」の特徴なのだろうか⁽⁵⁸⁾。

ここで「奇妙」と感じられているのは、沖縄に存在する忠魂碑を「軍隊の論理」、慰霊塔を「住民の論理」で理解しようとするからではないだろうか。また、「軍隊の論理」＝本土、「住民の論理」＝沖縄、という図式のなかでみえなくなってしまうものの一つは、沖縄住民もまた、まさに「軍隊の論理」によって沖縄戦を積極的に戦ったという側面である。沖縄にはむしろ、「日本軍の論理」と「住民の論理」が混在していることが、忠魂碑と慰霊塔との関係にも象徴的に表れているように思われる。

また、浜井が指摘するように、1955年の沖縄市町村会長、沖縄遺族連合会などによる鳩山首相、関係閣僚への各種陳情には、「（一）遺骨処理費及び納骨堂補修費を本土より支出すること、（二）全島に散在する納骨堂より分骨して中央に慰霊碑を建立し、沖縄戦戦没者に対する慰霊の中心地とすること」が要求されていた。ここには南部戦跡が現況とは別の道をとった可能性があることが示唆されており、また、沖縄の場合、慰霊が即遺骨収集の問題と結び付いていることも示している⁽⁶⁰⁾。

ところで、援護法の沖縄への適用、及びその適用範囲を広げるにあたって、教職員会が積極的に活動を展開したことは既に述べた。援護法の適用を受けることはすなわち靖国神社に合祀されて慰霊・顕彰されることであり、そのことは、沖縄県護国神社における慰霊・顕彰に必然的につながっている。教職員会およびその幹部もまた、護国神社再建にも積極的に関与していくこととなる。

援護法適用への動きが進むなか、1957年10月16日には靖国神社奉賛会沖縄地方支部（会長与儀達敏、副会長山城篤男・吉元栄真）が発足している。同支部は1960年2月24日に財団法人沖縄戦没者慰霊奉賛会（発起人山城篤男、会長安里積千代、副会長山城篤男・具志堅宗精・大山朝常）に改組され、理事には沖縄遺族連合会副会長でもある屋良朝苗も名を連ねている。⁽⁶¹⁾

1958年1月25日、全琉戦没者追悼式が戦没者中央納骨所（那覇市識名）において日本政府・琉球政府の共催で行われる。1955年以来の琉球政府による戦没者追悼式である。日琉両政府共催による追悼式は、1956年から日本政府が遺骨収集に予算を出すなかで、日本政府が琉球政府に委託して建立した中央納骨所の除幕式と同時に開催することで実現したものである。本土側来賓は、北白川靖国神社会長、筑波靖国神社宮司、岩重靖国神社総務部長、水戸靖国神社事務局長、藤原総理府総務副長官、安藤衆院代表、三木参院代表らであった。⁽⁶²⁾ 靖国神社トップの錚々たる面々が勢ぞろいしていることが注目される。

翌1959年4月には、沖縄県護国神社仮社殿が建立され、戦災で消滅していた護国神社が再建される。だが、本社殿の復興は容易には進まなかった。本社殿復興を目指すなかで、1962年2月14日、社団法人沖縄県護国神社復興期成会が設立される。会長には具志堅宗精、副会長には山城篤男、長嶺秋夫が就任し、屋良は評議員、喜屋武真栄教職員会事務局長（同年4月には沖縄県祖国復帰協議会会長となる）が理事となっている。「屋良朝苗教職員会会長等の協力で全琉学童一仙募金を行う」など、教職員会は組織を挙げて本社殿復興に取り組む。⁽⁶³⁾

1965年11月19日、本神社社殿の復興がなる。以上の経緯をふまえれば、県単位の慰霊塔が沖縄だけ存在しないこと理由は、沖縄県護国神社の存在をふまえば理解できるようにも思われる。護国神社の復興にあっても、教職員会およびその幹部は重要な役割を担い、復興基金を集める際には児童を通じて募金を展開している。しかしながら、沖縄内部における初の保革

全面対決といわれる教公二法阻止闘争によって、教職員会が「革新」に大きく舵を切った後、1967年7月20日、社団法人沖縄県護国神社復興期成会を発展解消して創立された財団法人沖縄県護国神社奉賛会（会長具志堅宗精、副会長長嶺秋夫）からは、これまで護国神社に関連するどの組織にも名を連ねていた教職員会幹部の名前が消えるのである。

5. まとめにかえて

1960年代後半における「革新化」以降、それ以前の民族主義的復帰運動を内外から批判されることになる教職員会にとって、従来から大きなトゲとみなされてきたのは「日の丸掲揚運動」である。その総括はいまだ十分になされているとは言い難い。だが、おそらくそれ以上にアンタッチャブルな問題が援護法・護国神社という、「「沖縄戦」の戦後史」をめぐる問題ではなからうか。

日本国民として祖国のために戦った沖縄住民に対する援護法の適用を、帰るべき祖国への紐帯として求め、その結果として靖国に祀られ、そのための沖縄側の社である沖縄県護国神社を再建する、という一連の流れは、おそらく、祖国復帰を求めて日の丸を掲げることと同様に、当時においては「自然の流れ」として考えられていたのではないかと思われる。

強調しておきたいのは、私の意図は、決して教職員会や同時期に護国神社復興、恩給法・援護法の適用を求めた人達を糾弾することではない、ということである。沖縄において「保守」と「革新」が未分化であった1960年代半ばまでにおいて、その未分化の象徴ともいえるのが教職員会であったともいえる。その教職員会において、幹部が青年教員などの突き上げを受けるなかで、革新化に転じていくことはすでに別稿で論じたとおりだが、⁽⁶⁴⁾ 今後はそうした過程で、護国神社との関わりや日の丸掲揚といった、負の側面に転化していく部分について、早急なイデオロギー批判をして事足りりとするのではなく、まずは実証的に検証していく作業が必要だと考えている。歴史的評価はそれをふまえて行われるべきだと考えるからである。本稿の目的は、今後検討されるべき論点を提起することであり、そのこと自体は達成することが出来たと考えるが、具体的かつ詳細な検討については別稿を期したい。

《注》

- (1) 『沖縄県史 第9巻各論編8 沖縄戦記録1』(琉球政府、1971年)、『沖縄県史 第10巻各論編9 沖縄戦記録2』(沖縄県教育委員会、1974年)、『那覇市史 資料篇第2巻中の6 戦時記録』(那覇市役所、1974年)、『これが日本軍だ—沖縄戦における残虐行為—』(沖縄県教職員組合戦争犯罪追及委員会、1972年)をひとまず挙げておく。
- (2) 彼らが記録運動を含めて論じたものに以下のものなどがある。嶋津与志(大城将保)『沖縄戦を考える』(ひるぎ社、1983年)、石原昌家「沖縄戦体験記録運動の展開と継承」(『沖縄文化研究』12、1986年)、安仁屋政昭「沖縄戦を記録する」(歴史学研究会編『事実の検証とオーラル・ヒストリー—澤地久枝の仕事をめぐる—』青木書店、1988年)。また、戦記を論じた、仲程昌徳『沖縄の戦記』(朝日新聞社、1982年)も重要である。
- (3) 石原昌家・大城将保・保坂廣志・松永勝利『争点・沖縄戦の記憶』(社会評論社、2002年)、参照。なお、多岐にわたるため詳細は省くが、2007年の教科書検定問題をうけて、関連する論稿が多く出されている。
- (4) 目次は以下の通り。序 デイゴの花の頃／沖縄戦を聴く・読む・歩く・考える／教科書から消された住民虐殺／沖縄戦とは何か／沖縄戦はどう書かれたか／戦跡はなぜ隠されたか／沖縄戦はいつ終わったのか／ナゾの戦没者数／集団自決は誰が命じたか／結 命どっ宝。
- (5) 北村毅「沖縄戦跡の「表通り」と「裏通り」—「沖縄戦記録／継承運動」の源流—」(『ヒューマンサイエンスリサーチ』13、2004年)、52頁。
- (6) 註13、引用文の文末を参照。
- (7) 具体的には、1970年3月の渡嘉敷島における25周年慰霊祭に際しての、赤松(元大尉)隊長拒否の動き、復帰後の自衛隊を日本軍の再来と捉えた自衛隊拒否闘争などとしてあらわれる。1975年の海洋博におけるひめゆりの塔火炎瓶事件も、大きくはそうした文脈のなかで捉える事が可能であろう。
- (8) 次章で触れる戦記等のほか、例えば、1968年には防衛庁戦史室編による『沖縄方面陸軍作戦』、『沖縄方面海軍作戦』が刊行されている。1960年代には「旧日本軍の戦闘記録の刊行物が顕著にみられる」とされる(吉浜忍「沖縄戦後史にみる沖縄戦関係刊行物の傾向」『史料編集室紀要』25、2000年)。
- (9) 前掲『沖縄戦を考える』12頁。
- (10) 多田治『沖縄イメージの誕生—青い海のカルチュラル・スタディーズ—』(東洋経済新報社、2004年)、参照。
- (11) 前掲『沖縄戦を考える』、49頁。
- (12) 前掲『沖縄戦を考える』、60頁。
- (13) 前掲『沖縄戦を考える』、126～127頁。
- (14) 富山一郎『戦場の記憶』(日本経済評論社、1995年、増補版2006年)、同「沖縄戦「後」ということ」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座10 戦後日本論』東京大学出版会、2005年)、同「言葉の在処と記憶における病の問題」(富山一郎編『歴史の描き方③ 記憶が語りはじめる』東京大学出版会、2006年)。
- (15) 鳥山淳「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」(『岩波講座アジア・太平洋戦争6 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006年)。
- (16) 前掲『沖縄イメージの誕生—青い海のカルチュラル・スタディーズ—』。
- (17) 福間良明「「沖縄戦」を語る欲望の交錯—『ひめゆりの塔』—」(『「反戦」のメディア史—戦後日本における世論と輿論の拮抗—』世界思想社、2006年)。
- (18) 北村毅『死者たちの戦後誌—沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶—』(御茶の水書房、2009年)、前掲「沖縄戦跡の「表通り」と「裏通り」—「沖縄戦記録／継承運動」の源流—、同「戦死者へ／との旅—沖縄戦跡巡礼における〈遺族のコミュニタス〉—」(『人間科学研究』18-2、2005年)、同「〈戦争〉と〈平和〉の語られ方—〈平和ガイド〉による沖縄戦の語りを事例として—」(『人間科学研究』19-2、2006年、同「『魂魂之塔』再考—その大きくて、深い、沈黙の穴—」『沖縄学』9-1、2006年)、同「沖縄の「摩文仁の丘」にみる戦死者表象のポリテクス—刻銘碑「平和の礎」を巡る言説と実践の分析—」(『地域研究』3、2007年)。
- (19) 上杉和央「那覇から摩文仁へ—「慰霊空間の中心」をめぐる—」(『二十世紀研究』7、2006年)、同「記憶のコンタクト・ゾーン—沖縄戦の「慰霊空間の中心」整備をめぐる地域の動向—」(『洛北史学』11、2009年)。
- (20) 浜井和史「沖縄戦戦没者をめぐる日米関係と沖縄」(『外交史料館報』19、2005年)、同「北の果てから南の島へ—北霊碑巡拝団の沖縄渡航とそのインパクト—」(『二十世紀研究』7、2006年)。
- (21) 栗津賢太「集合的記憶のポリテクス—沖縄におけるアジア太平洋戦争後の戦没者記念施設を中心に—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』126、2006年)。
- (22) 菅野聡美「戦後沖縄イメージの探究」(『慶應の政治学 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 政治思想』慶應義塾大学出版会、2008年)。
- (23) 小野百合子「本土における沖縄戦認識の変遷—軍隊と民衆の関係という論点をめぐって—」(三谷孝編『戦争と民衆—戦争体験を問ひ直す—』一橋大学大学院社会学研究科先端課題研究叢書3、旬報社、2008年)。
- (24) このほか、吉浜前掲論文、屋嘉比取編『沖縄・問いを立

- てる-4 友軍とガマ—沖縄戦の記憶』（社会評論社、2008年）所収論文、さらには、田中伸尚「沖縄から靖国を問う」（『ドキュメント 靖国訴訟—戦死者の記憶は誰のものか—』岩波書店、2007年）、宮城晴美『新版・母の遺したものの—沖縄・座間味島「集団自決」の新しい事実—』（高文研、2008年）なども参照されたい。
- (25) 勿論、沖縄戦における沖縄住民の協力、すなわち沖縄側の「軍隊の論理」の側面がこれまでも分析対象とされてきたことは承知している。ただ、本稿で扱うのは冒頭で述べたとおり、「「沖縄戦」の戦後史」であり、ここで対象としているのは、戦後における、援護法や慰霊・顕彰さらには護国神社といった問題についてである。
- (26) 拙稿「戦後沖縄復帰運動史研究の課題—保革対立軸の形成過程に着目して—」（『新しい歴史学のために』262、2007年）、参照。
- (27) 「沖縄県援護課資料」（林博史『沖縄戦と民衆』大月書店、2001年、5頁）。
- (28) 安仁屋政昭「戦後沖縄における海外引き揚げ」（『史料編集室紀要』21、1996年）。
- (29) 屋良朝苗「私の履歴書」（日本経済新聞社編『私の履歴書42』日本経済新聞社、1971年）、199頁。
- (30) 新里清篤『回想と提言 沖縄教育の灯』（1978年）、172頁。
- (31) 前掲『回想と提言 沖縄教育の灯』、171頁。
- (32) 以下、戦記に関する記述は、前掲『沖縄の戦記』を参照。ただし、同書では、もととなった連載をまとめるにあたって、石野径一郎『ひめゆりの塔』の箇所が削除されている。
- (33) 仲田晃子「「ひめゆり」をめぐる語りのはじまり」（前掲『沖縄・問いを立てる-4 友軍とガマ—沖縄戦の記憶』）、参照。
- (34) 「ひめゆり」をめぐる表象については、例えば、富山一郎「戦場の記憶」（前掲『戦場の記憶』）を参照。
- (35) 前掲「「沖縄戦」を語る欲望の交錯—『ひめゆりの塔』—」、162頁。
- (36) 前掲『死者たちの戦後誌—沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶—』、142～143頁。
- (37) 前掲「「沖縄戦」を語る欲望の交錯—『ひめゆりの塔』—」。
- (38) 前掲「戦後沖縄イメージの探究」、96頁。
- (39) 以下の経過については、前掲「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」を参照。
- (40) 前掲「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」、385頁。
- (41) 稲村順三「基地のなかの沖縄」（『改造』35-5、1954年）、119頁。なお、派遣された残りの3名は、平井義一（自由党）、高瀬傳（改進黨）、鈴木義男（右派社会党）。
- (42) 講和条約までの帰属意識については、拙稿「戦後初期の沖縄における復帰論／独立論の再検討—講和交渉期の帰属論争の思想的内実—」（『日本思想史学』39、2007年）、参照。
- (43) 前掲『沖縄戦を考える』、193頁。
- (44) 『援護法の解説』（琉球政府社会局、1956年）、前掲『沖縄戦を考える』、195頁。
- (45) 前掲「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」、385頁。
- (46) 前掲『沖縄戦を考える』、124頁。
- (47) 前掲『沖縄戦を考える』、205頁。
- (48) 戦没者に対する「慰霊」、「顕彰」、および「追悼」をめぐる研究動向については、さしあたり、藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」（國學院大學研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間—近現代日本の戦死者観をめぐる—』錦正社、2008年）を参照。
- (49) 戦没者叙勲に関しては、本稿においては、ここでの問題提起にとどめておく。
- (50) 戦没者追悼式の動向については、前掲「那覇から摩文仁へ—「慰霊空間の中心」をめぐる—」を参照。
- (51) 前掲「那覇から摩文仁へ—「慰霊空間の中心」をめぐる—」、31頁。
- (52) 以上、沖縄県遺族連合会記念誌部会編『いとせ』（財団法人沖縄県遺族連合会、1995年）、参照。
- (53) 各都道府県の慰霊塔建立年は以下の通り。1954年（北海道）、1961年（和歌山県）、1962年（秋田県、石川県、愛媛県）、1963年（群馬県、熊本県）、1964年（青森県、茨城県、長野県、滋賀県、京都府、兵庫県、鹿児島県）、1965年（山形県、千葉県、神奈川県、愛知県、富山県、三重県、大阪府、岡山県、徳島県、大分県、宮崎県）、1966年（岩手県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、静岡県、福井県、岐阜県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）、1967年（奈良県）、1968年（宮城県、広島県、香川県）、1969年（鳥根県）、1971年（東京都、鳥取県）、1976年（新潟県）（『沖縄の霊域』沖縄県生活福祉部援護課、1983年、による）。また、碑文で沖縄住民について特に言及しているのは46都道府県のうち、現在唯一南部戦跡の外に位置する「京都の塔」のみであるとされる。
- (54) 前掲『沖縄イメージの誕生—青い海のカルチュラル・スタディーズ—』。また、そうした観光ルートが形成されるなかで、本土法が適用されず、売春防止法が存在しない沖縄において、いわゆる売春観光も展開されていくことも注視すべき点である。
- (55) 池島信平「憂愁の孤島—沖縄、琉球滞在十一日の記—」（『文芸春秋』31-4、1953年）、219～220頁。
- (56) 以下、1950年代の巡拝をめぐる動きは、前掲「北の果てから南の島へ—北霊碑巡拝団の沖縄渡航とそのインパクト—」を参照。
- (57) 前掲『沖縄戦を考える』、140頁。

- (58) 吉浜忍「沖縄の忠魂碑調査・研究」(『南島文化』26,2004年)、25頁。
- (59) 前掲「沖縄戦戦没者をめぐる日米関係と沖縄」、102頁。
- (60) この点については、北村毅「さまよえる遺骨―戦死者が「復帰」する場所―」(前掲『死者たちの戦後誌―沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶―』)を参照。
- (61) 沖縄県護国神社編『沖縄県護国神社の歩み』(沖縄県護国神社、2000年)。
- (62) 前掲「那覇から摩文仁へ―「慰霊空間の中心」をめぐって―」、33頁、表1参照。ただし、靖国神社関係者が来賓であることの検討は文中でなされていない。
- (63) 前掲『沖縄県護国神社の歩み』、508頁。
- (64) 拙稿「沖縄教職員会の復帰運動方針変容過程について」(『次世代人文社会研究』創刊号、2005年)。

付記 本稿は、平成 21 年度科学研究費補助金
(特別研究員奨励費)による成果の一部である。